

大阪広域水道企業団水道事業供給条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行います。
- 2　この条例は、平成26年4月1日から施行します。